八王子市高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱

（設置）

第１条　高病原性鳥インフルエンザ発生時に、迅速な初動対応並びにまん延防止及び早期収束に寄与するため、八王子市高病原性鳥インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（設置時期）

第２条　原則、次の種別ごとに対策本部を設置する。

種　別	発生状況
家きん	市内で発生したとき（疑いを含む）

（所掌事務）

第３条　対策本部は、次の事務をつかさどる。

（１）国、東京都及び関係機関からの情報収集に関すること

（２）東京都が実施する防疫対策等への協力に関すること

（３）市民及び関係機関等への情報提供等に関すること

（４）周辺住民への対応等に関すること

（５）その他高病原性鳥インフルエンザに関する必要な事項に関すること

（組織）

第４条　対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、それぞれ次に掲げる者をこれに充てる。

（１）本 部 長　市長

（２）副本部長　副市長、教育長

（３）本 部 員　全部長職

２　前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めるときは、八王子市の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部長及び副本部長）

第５条　本部長は、対策本部の事務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、経済産業部担当副市長、健康医療部担当副市長、教育長の順序により本部長の職務を代理する。

（会議）

第６条　対策本部は、必要に応じて本部長が招集する。

（事務局）

第７条　対策本部の事務局は、生活安全部防災課と経済産業部農林振興・獣害対策課に置く。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、令和７年１月 24 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。